

新 旧 対 照 表

第1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係 (付与された権利の行使等により取得した株式等の価額) 37の10・37の11共一9の2 所得税法令第109条第1項第3号に規定する所得税法令第84条第2項各号《譲渡制限付株式の価額等》に掲げる権利の行使により取得した株式等のその権利の行使の日（同項 <u>第3号</u> に掲げる権利の行使により取得した株式等にあっては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日（払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日）における価額は、・・・・。 ・・・・。 (新株予約権の行使により取得した株式の取得価額) 37の10・37の11共一11 新株予約権の行使により取得した株式（発行法人から与えられた所得税法令第84条第2項 <u>第1号</u> 又は <u>第2号</u> に掲げる新株予約権で同項の規定の適用を受けるものの行使により取得したものを除く。）1株当たりの取得価額は、・・・・。 ・・・・ 措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等－法人の合併の場合) 37の10-1 ・・・・。 (1) ・・・・。	措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係 (付与された権利の行使等により取得した株式等の価額) 37の10・37の11共一9の2 所得税法令第109条第1項第3号に規定する所得税法令第84条第2項各号《譲渡制限付株式の価額等》に掲げる権利の行使により取得した株式等のその権利の行使の日（同項 <u>第5号</u> に掲げる権利の行使により取得した株式等にあっては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日（払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日）における価額は、・・・・。 ・・・・。 (新株予約権の行使により取得した株式の取得価額) 37の10・37の11共一11 新株予約権の行使により取得した株式（発行法人から与えられた所得税法令第84条第2項 <u>第3号</u> 又は <u>第4号</u> に掲げる新株予約権で同項の規定の適用を受けるものの行使により取得したものを除く。）1株当たりの取得価額は、・・・・。 ・・・・ 措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等－法人の合併の場合) 37の10-1 ・・・・。 (1) ・・・・。

改 正 後	改 正 前
<p>収入金額とみ なされる金額 = 法人の合併により交付を受けた合併 法人又は合併親法人の株式及びそれ - みなし配当額 以外の資産の価額の合計額</p> <p>(注) ・・・・、合併法人との間に措置法令第25条の8第5項に規定する<u>完全支配 関係</u>がある法人をいう(以下同じ。)。</p> <p>・・・・</p> <p>また、当該合併により取得した合併法人又は合併親法人の株式の取得価額 は、・・・・。</p> <p>(2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における法人の合併により取得 した合併法人若しくは合併親法人の株式又は所得税法令第112条第2項《合併により 取得した株式等の取得価額》に規定する無対価合併が行われた場合の合併法人の株式 の1株当たりの取得価額は、・・・・。</p> <p>イ ・・・・</p> <p>取得した 合併法人 又は合併 親法人の 株式1株 当たりの 取得価額</p> $= \frac{\text{旧株 } 1 \text{ 株}}{\text{旧株 } 1 \text{ 株の従前}} + \frac{\text{旧株 } 1 \text{ 株当たりの合併法人の株式の取得価額}}{\text{みなし配当額}} + \frac{\text{旧株 } 1 \text{ 株の取得費用}}{\text{合併親法人の株式の取得価額}}$ <p>口 ・・・・</p> <p>・・・・</p> <p>・・・・。</p> <p>(3) ・・・・。</p>	<p>収入金額とみ なされる金額 = 法人の合併により交付を受けた合併 法人の株式又は合併親法人の株式及 - みなし配当額 びそれ以外の資産の価額の合計額</p> <p>(注) ・・・・、合併法人との間に措置法令第25条の8第5項に規定する<u>関係</u>があ る法人をいう(以下同じ。)。</p> <p>・・・・</p> <p>また、当該合併により取得した合併法人の株式又は合併親法人の株式の取得価額 は、・・・・。</p> <p>(2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における法人の合併により取得 した合併法人の株式若しくは合併親法人の株式又は所得税法令第112条第2項《合併 により取得した株式等の取得価額》に規定する無対価合併が行われた場合の合併法人 の株式の1株当たりの取得価額は、・・・・。</p> <p>イ ・・・・</p> <p>取得した 合併法人 の株式又 は合併親 法人の株 式1株当 たりの取 得価額</p> $= \frac{\text{旧株 } 1 \text{ 株}}{\text{旧株 } 1 \text{ 株の従前}} + \frac{\text{旧株 } 1 \text{ 株当たりの合併法人の株式の取得価額}}{\text{みなし配当額}} + \frac{\text{旧株 } 1 \text{ 株の取得費用}}{\text{合併親法人の株式の取得価額}}$ <p>口 ・・・・</p> <p>・・・・</p> <p>・・・・。</p> <p>(3) ・・・・。</p>
(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一法人の分割の場合)	(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一法人の分割の場合)
<p>37の10-2 ・・・・。</p> <p>(1) ・・・・。</p> <p>収入金額とみ なされる金額 = 法人の分割により交付を受けた分割承 继法人又は分割承継親法人の株式及び - みなし配 当額 それ以外の資産の価額の合計額</p>	<p>37の10-2 ・・・・。</p> <p>(1) ・・・・。</p> <p>収入金額とみ なされる金額 = 法人の分割により交付を受けた分割承 继法人の株式又は分割承継親法人の株式及 - みなし配 当額 びそれ以外の資産の価額の合計額</p>

改 正 後	改 正 前
(注) ・・・・・・、分割承継法人との間に措置法令第25条の8第6項に規定する完全支配関係がある法人をいう（以下同じ。）。	(注) ・・・・・・、分割承継法人との間に措置法令第25条の8第6項に規定する <u>関係</u> がある法人をいう（以下同じ。）。
・・・・・・	・・・・・・
(注) ・・・・・・。	(注) ・・・・・・。
・・・・・・	・・・・・・
※1 ・・・・・・。	※1 ・・・・・・。
※2 ・・・・・・。	※2 ・・・・・・。
・・・・・・、当該分割により取得した分割承継法人又は分割承継親法人の株式の取得価額は、・・・・・・。	・・・・・・、当該分割により取得した分割承継法人の <u>株式</u> 又は分割承継親法人の株式の取得価額は、・・・・・・。
・・・・・・	・・・・・・
(2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における法人の分割があった日以後の所有株式及び当該分割により取得した分割承継法人若しくは分割承継親法人又は所得税法令第113条第2項に規定する無対価分割型分割が行われた場合の分割承継法人の株式に係る1株当たりの取得価額は、・・・・・・。	(2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における法人の分割があった日以後の所有株式及び当該分割により取得した分割承継法人の <u>株式</u> 若しくは分割承継親法人又は所得税法令第113条第2項に規定する無対価分割型分割が行われた場合の分割承継法人の株式に係る1株当たりの取得価額は、・・・・・・。
イ ・・・・・・	イ ・・・・・・
・・・・・・	・・・・・・
取得した分割承継法人又は分割承継親法人の株式1株当たりの取得価額 = $\frac{\text{所有株式 } 1 \text{ 株につ} \times \text{純資産移転割合}}{\text{所有株式 } 1 \text{ 株} \times \text{純資産移転割合}} + \frac{\text{分割承継法人又は分割承継親法人の株式 } 1 \text{ 株当たりの分} \times \text{分割承継親法人又は分割承継親法人の株式 } 1 \text{ 株当たりのみなし配当額}}{\text{分割承継法人又は分割承継親法人の株式 } 1 \text{ 株当たりの分} \times \text{分割承継親法人又は分割承継親法人の株式 } 1 \text{ 株当たりのみなし配当額}}$	取得した分割承継法人の株式1株について取得した分割承継親法人の株式1株当たりの分 + $\frac{\text{所有株式 } 1 \text{ 株につ} \times \text{純資産移転割合}}{\text{所有株式 } 1 \text{ 株} \times \text{純資産移転割合}} + \frac{\text{分割承継法人又は分割承継親法人の株式 } 1 \text{ 株当たりの分} \times \text{分割承継親法人又は分割承継親法人の株式 } 1 \text{ 株当たりのみなし配当額}}{\text{分割承継法人又は分割承継親法人の株式 } 1 \text{ 株当たりの分} \times \text{分割承継親法人又は分割承継親法人の株式 } 1 \text{ 株当たりのみなし配当額}}$
ロ ・・・・・・	ロ ・・・・・・
・・・・・・	・・・・・・
・・・・・・	・・・・・・
(注) ・・・・・・。	(注) ・・・・・・。
・・・・・・。	・・・・・・。

改 正 後	改 正 前
(3) ・・・・。	(3) ・・・・。
措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係	措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係
(取引所売買株式等)	(取引所売買株式等)
37の11の3－6 措置法規則第18条の11 <u>第23項</u> 第1号に掲げる「取引所売買株式等」とは、・・・・。	37の11の3－6 措置法規則第18条の11 <u>第22項</u> 第1号に掲げる「取引所売買株式等」とは、・・・・。
(最終の気配相場の価格)	(最終の気配相場の価格)
37の11の3－7 措置法規則第18条の11 <u>第23項</u> 第1号から第3号までに規定する「最終の気配相場の価格」は、・・・・。	37の11の3－7 措置法規則第18条の11 <u>第22項</u> 第1号から第3号までに規定する「最終の気配相場の価格」は、・・・・。
(2以上の市場に価格が存する場合)	(2以上の市場に価格が存する場合)
37の11の3－8 措置法規則第18条の11 <u>第23項</u> 第1号又は第3号の同一の区分に属する同一銘柄の上場株式等について、・・・・。	37の11の3－8 措置法規則第18条の11 <u>第22項</u> 第1号又は第3号の同一の区分に属する同一銘柄の上場株式等について、・・・・。
(価格公表者)	(価格公表者)
37の11の3－9 措置法規則第18条の11 <u>第23項</u> 第3号に規定する「価格公表者」は、・・・・。	37の11の3－9 措置法規則第18条の11 <u>第22項</u> 第3号に規定する「価格公表者」は、・・・・。
(その他価格公表株式等の最終の売買の価格等)	(その他価格公表株式等の最終の売買の価格等)
37の11の3－10 措置法規則第18条の11 <u>第23項</u> 第3号に規定する「その他価格公表株式等の最終の売買の価格」又は「最終の気配相場の価格」とは、・・・・。	37の11の3－10 措置法規則第18条の11 <u>第22項</u> 第3号に規定する「その他価格公表株式等の最終の売買の価格」又は「最終の気配相場の価格」とは、・・・・。
(1) ・・・・	(1) ・・・・
(2) ・・・・	(2) ・・・・
(3) ・・・・	(3) ・・・・
措置法第37条の11の4《特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例》関係	措置法第37条の11の4《特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定口座源泉徴収選択届出書の提出期限)</p> <p>37の11の4－1 ・・・・。</p> <p>(注)1 ・・・・。 2 ・・・・、売買契約成立の日から起算して通常<u>3営業日</u>である。</p>	<p>(特定口座源泉徴収選択届出書の提出期限)</p> <p>37の11の4－1 ・・・・。</p> <p>(注)1 ・・・・。 2 ・・・・、売買契約成立の日から起算して通常<u>4営業日</u>である。</p>
<p>措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)</p> <p>37の14－1 非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税は、受入期間（措置法第37条の14第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下<u>37の14－22</u>までにおいて「非課税管理勘定」という。）又は同項第5号に規定する累積投資勘定（以下<u>37の14－22</u>までにおいて「累積投資勘定」という。）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間をいう。以下37の14－13の2までにおいて同じ。）内に取得した上場株式等の引渡しがあった日から、・・・・。</p> <p>(注) 措置法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下<u>37の14－21</u>までにおいて「非課税口座内上場株式等」という。）を有する居住者等が死亡した場合には、・・・・。</p>	<p>措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)</p> <p>37の14－1 非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税は、受入期間（措置法第37条の14第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下<u>37の14－23</u>までにおいて「非課税管理勘定」という。）又は同項第5号に規定する累積投資勘定（以下<u>37の14－23</u>までにおいて「累積投資勘定」という。）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間をいう。以下37の14－13の2までにおいて同じ。）内に取得した上場株式等の引渡しがあった日から、・・・・。</p> <p>(注) 措置法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下<u>37の14－23</u>までにおいて「非課税口座内上場株式等」という。）を有する居住者等が死亡した場合には、・・・・。</p>
<p>(非課税期間終了時における非課税口座内上場株式等の移管)</p> <p>37の14－5の2 ・・・・、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等が措置法令第25条の13第8項（同条第20項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により移管される場合には、・・・・。</p> <p>(1) ・・・・、当該営業所の長に対し<u>措置法令第25条の13第8項第2号</u>に規定する「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」（以下この項において「移管依頼書」という。）の提出をした場合において、・・・・。 ・・・・、その一部を<u>同号</u>に規定する特定口座以外の他の保管口座（以下この項において「特定口座以外の他の保管口座」という。）に移管することはできず、・・・・。</p>	<p>(非課税期間終了時における非課税口座内上場株式等の移管)</p> <p>37の14－5の2 ・・・・、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等が措置法令第25条の13第8項（同条第18項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により移管される場合には、・・・・。</p> <p>(1) ・・・・、当該営業所の長に対し<u>措置法規則第18条の15の3第4項第1号</u>に規定する「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」（以下この項において「移管依頼書」という。）の提出をした場合において、・・・・。 ・・・・、その一部を<u>措置法令第25条の13第8項第2号</u>に規定する特定口座以外の他の保管口座（以下この項において「特定口座以外の他の保管口座」という。）に移管することはできず、・・・・。</p>

改 正 後	改 正 前
(2) ・・・・・・。	(2) ・・・・・・。
(払込みの範囲) 37の14-7 ・・・・・・、措置法第29条の2第1項本文の規定を受けて取得した同項に規定する <u>特定新株予約権</u> に係る上場株式等は、・・・・・・。	(払込みの範囲) 37の14-7 ・・・・・・、措置法第29条の2第1項本文の規定を受けて取得した同項に規定する <u>特定新株予約権等</u> に係る上場株式等は、・・・・・・。
(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合) 37の14-16 ・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・・ (2) 非課税口座開設届出書又は措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座簡易開設届出書（以下この項及び <u>37の14-21</u> において「非課税口座簡易開設届出書」という。）に係る確認書類 ・・・・・・	(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合) 37の14-16 ・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・・ (2) 非課税口座開設届出書又は措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座簡易開設届出書（以下この項及び <u>37の14-23</u> において「非課税口座簡易開設届出書」という。）に係る確認書類 ・・・・・・
(特定の営業所の長が提供事項を取りまとめて提供する場合の取扱い) 37の14-17 金融商品取引業者等の営業所の長が、措置法第37条の14第32項に規定する提供事項（以下この項において「提供事項」という。）を提供する場合において、・・・・・・。 ・・・・・・。	(特定の営業所の長が提供事項を取りまとめて提供する場合の取扱い) 37の14-17 金融商品取引業者等の営業所の長が、措置法第37条の14第27項に規定する提供事項（以下この項において「提供事項」という。）を提供する場合において、・・・・・・。 ・・・・・・。
(廃止)	37の14-18 削除
(電子情報処理組織を使用する方法により所轄税務署長から金融商品取引業者等の営業所の長に情報の提供があった場合の取扱い) 37の14-18 ・・・・・・、措置法令第25条の13第36項に定める電子情報処理組織を使用する方法により同項に定める事項の提供を受けたときは、・・・・・・。	(電子情報処理組織を使用する方法により所轄税務署長から金融商品取引業者等の営業所の長に情報の提供があった場合の取扱い) 37の14-19 ・・・・・・、措置法令第25条の13第34項に定める電子情報処理組織を使用する方法により同項に定める事項の提供を受けたときは、・・・・・・。
(廃止)	37の14-20 削除
(郵便等により提出された金融商品取引業者等変更届出書等の提出日の取扱い) 37の14-19 郵便又は信書便により措置法第37条の14第18項に規定する金融商品取引業者等変更届出書又は同条第21項に規定する非課税口座廃止届出書（ <u>37の14-24</u> において「非課税口座廃止届出書」という。）又は措置法令第25条の13の2第2項に規定する非	(郵便等により提出された金融商品取引業者等変更届出書等の提出日の取扱い) 37の14-21 郵便又は信書便により措置法第37条の14第18項に規定する金融商品取引業者等変更届出書又は同条第21項に規定する非課税口座廃止届出書の提出があった場合には、・・・・・・。

改 正 後	改 正 前
<p><u>課税口座異動届出書の提出があった場合には、・・・・。</u></p> <p>(重ねて設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定で行われた取引の取扱い) <u>37の14-20</u> ・・・・。</p> <p>(重ねて設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定の判定) <u>37の14-21</u> ・・・・。</p> <p>(1) ・・・・。 (2) ・・・・。 (3) ・・・・。 (4) ・・・・。 (註)1 ・・・・。 2 ・・・・。 3 措置法第37条の14第33項の規定に基づき設けられた非課税管理勘定について は、・・・・、その年1月1日において<u>18歳</u>である年の1月1日に、・・・・。</p>	
	<p>(重ねて設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定で行われた取引の取扱い) <u>37の14-22</u> ・・・・。</p> <p>(重ねて設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定の判定) <u>37の14-23</u> ・・・・。</p> <p>(1) ・・・・。 (2) ・・・・。 (3) ・・・・。 (4) ・・・・。 (註)1 ・・・・。 2 ・・・・。 3 措置法第37条の14第28項の規定に基づき設けられた非課税管理勘定について は、・・・・、その年1月1日において<u>20歳</u>である年の1月1日に、・・・・。</p>
<p><u>(継続適用期間中に非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れることができない上場株式等)</u></p> <p><u>37の14-22</u> 措置法第37条の14第27項の規定による同項第1号に規定する継続適用届出書（以下37の14-24までにおいて「継続適用届出書」という。）を提出した者は、継続適用期間（同項に規定する出国（37の14-23において「出国」という。）をした日からその者に係る同条第29項に規定する帰国届出書の同項に規定する提出があった日までの間をいう。以下この項において同じ。）中において取得をした措置法令第25条の13第6項第1号及び第2号又は同条第16項に掲げる上場株式等を、非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れることができないことに留意する。</p> <p>(註) 措置法第37条の14第5項第2号ハ又は第4号ロに掲げる上場株式等は、継続適用期間中に取得をしたものであっても非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れることができる。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(継続適用届出書の提出をすることができない者)</u></p> <p><u>37の14-23</u> 継続適用届出書の提出をすることができない所得税法第60条の2第1項の</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>規定の適用を受ける者とは、同項の規定の適用対象となる居住者ことをいい、当該居住者が出国の日の属する年分の所得税につき同項の規定の適用を受ける確定申告書の提出をしているかどうかは問わないことに留意する。</p> <p>(継続適用届出書の提出者が非課税口座廃止届出書を提出した場合)</p> <p>37の14-24 非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に継続適用届出書の提出をした者が、当該継続適用届出書の提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに当該金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書の提出をしている場合は、措置法第37条の14第31項の規定の適用はないことに留意する。</p>	
<p>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用)</p> <p>37の14-25 ······。</p>	<p>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用)</p> <p>37の14-24 ······。</p>
<p>措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)</p> <p>37の14の2-1 ······、その日の属する年の1月1日から5年を経過した日（非課税管理勘定から同項第4号に規定する継続管理勘定（以下37の14の2-15までにおいて「継続管理勘定」という。）に移管がされた上場株式等にあっては、当該継続管理勘定を設けた日から未成年者口座を開設した者がその年の1月1日で<u>18歳</u>である年の1月1日）までの間に当該上場株式等の譲渡による引渡しのあった日（同条第4項各号に掲げる事由が生じた日を含む。）までの間に生じた譲渡所得等について適用があることに留意する。</p> <p>(注) ······。</p> <p>(非課税期間終了時における未成年者口座内上場株式等の移管)</p> <p>37の14の2-4の2 ······又は未成年者口座開設者がその年1月1日において<u>18歳</u>である年の前年12月31日の翌日において、·····。</p>	<p>措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)</p> <p>37の14の2-1 ······、その日の属する年の1月1日から5年を経過した日（非課税管理勘定から同項第4号に規定する継続管理勘定（以下37の14の2-15までにおいて「継続管理勘定」という。）に移管がされた上場株式等にあっては、当該継続管理勘定を設けた日から未成年者口座を開設した者がその年の1月1日で<u>20歳</u>である年の1月1日）までの間に当該上場株式等の譲渡による引渡しのあった日（同条第4項各号に掲げる事由が生じた日を含む。）までの間に生じた譲渡所得等について適用があることに留意する。</p> <p>(注) ······。</p> <p>(非課税期間終了時における未成年者口座内上場株式等の移管)</p> <p>37の14の2-4の2 ······又は未成年者口座開設者がその年1月1日において<u>20歳</u>である年の前年12月31日の翌日において、·····。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) ······</p> <p>イ ······、当該未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し<u>措置法令第25条の13の8第5項第2号</u>に規定する「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」(以下この項において「移管依頼書」という。)の提出をした場合において、·····。</p> <p>·····、その一部を当該課税未成年者口座を構成する<u>同号</u>に規定する特定口座以外の他の保管口座(以下この項において「特定口座以外の他の保管口座」という。)に移管することはできず、·····。</p> <p>ロ ······。</p> <p>(2) ······</p> <p>·····。</p>	<p>(1) ······</p> <p>イ ······、当該未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し<u>措置法規則第18条の15の10第4項第1号</u>に規定する「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」(以下この項において「移管依頼書」という。)の提出をした場合において、·····。</p> <p>·····、その一部を当該課税未成年者口座を構成する<u>措置法令第25条の13の8第5項第2号</u>に規定する特定口座以外の他の保管口座(以下この項において「特定口座以外の他の保管口座」という。)に移管することはできず、·····。</p> <p>ロ ······。</p> <p>(2) ······</p> <p>·····。</p>
<p>(課税未成年者口座の開設及び廃止)</p> <p>37の14の2－5 ······。</p> <p>(注)1 ······。</p> <p>2 ······、措置法令第25条の10の2第14項<u>第29号</u>の規定に基づき、·····。</p>	<p>(課税未成年者口座の開設及び廃止)</p> <p>37の14の2－5 ······。</p> <p>(注)1 ······。</p> <p>2 ······、措置法令第25条の10の2第14項<u>第28号</u>の規定に基づき、·····。</p>
<p>(基準年前に出国する場合の課税未成年者口座の取扱い)</p> <p>37の14の2－10 基準年の前年12月31までに未成年者口座開設者が出国(<u>措置法第37条の14第27項</u>に規定する出国をいう。以下この項において同じ。)により居住者等に該当しないこととなる場合であっても、·····。</p>	<p>(基準年前に出国する場合の課税未成年者口座の取扱い)</p> <p>37の14の2－10 基準年の前年12月31までに未成年者口座開設者が出国(<u>措置法令第25条の10の5第1項</u>に規定する出国をいう。以下この項において同じ。)により居住者等に該当しないこととなる場合であっても、·····。</p>
<p>(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合)</p> <p>37の14の2－18 ······、郵便又は<u>信書便</u>により確認書類の提示を受けて、·····。</p> <p>(1) ······ 当該未成年者非課税適用確認書の交付申請書の提出をした者がその年1月1日において<u>18歳</u>である年の前年12月31日</p> <p>(2) ······ ······</p>	<p>(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合)</p> <p>37の14の2－18 ······、郵便又<u>信書便</u>により確認書類の提示を受けて、·····。</p> <p>(1) ······ 当該未成年者非課税適用確認書の交付申請書の提出をした者がその年1月1日において<u>20歳</u>である年の前年12月31日</p> <p>(2) ······ ······</p>
<p>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用)</p> <p>37の14の2－22 ······、37の14－17及び<u>37の14－18</u>の取扱いを準用する。</p>	<p>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用)</p> <p>37の14の2－22 ······、37の14－17及び<u>37の14－19</u>の取扱いを準用する。</p>

改 正 後	改 正 前
附 則	(新 設)
(経過的取扱い等…改正通達の適用時期(1)) <u>この法令解釈通達による改正後の37の14－7の取扱いは、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日から適用する。</u>	(新 設)
(経過的取扱い等…改正通達の適用時期(2)) <u>この法令解釈通達による改正後の37の14－21の取扱い（20歳を18歳に改正する部分に限る。）は、措置法第37条の14第33項に規定する各年が令和5年である場合について適用し、所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）による改正前の措置法第37条の14第28項に規定する各年が令和4年以前である場合については、なお従前の例による。</u> <u>なお、令和5年1月1日において、19歳又は20歳である居住者又は恒久的施設を有する非居住者が措置法第37条の14第33項に規定する未成年者口座を開設している場合には、これらの者を同日において18歳である居住者又は恒久的施設を有する居住者とみなして、37の14－21の取扱い（20歳を18歳に改正する部分に限る。）を適用する。</u>	(新 設)
(経過的取扱い等…改正通達の適用時期(3)) <u>この法令解釈通達による改正後の37の14の2－1、37の14の2－4の2（20歳を18歳に改正する部分に限る。）及び37の14の2－18（20歳を18歳に改正する部分に限る。）の取扱いは、令和4年4月1日から適用する。</u> <u>なお、令和5年1月1日において、19歳又は20歳である居住者又は恒久的施設を有する非居住者については、これらの者を同日において18歳である居住者又は恒久的施設を有する居住者とみなして、37の14の2－1、37の14の2－4の2（20歳を18歳に改正する部分に限る。）及び37の14の2－18（20歳を18歳に改正する部分に限る。）の取扱いを適用する。</u>	(新 設)